

充電電池内蔵製品及び充電式電池の処分について

処分する場合は、酒田地区広域行政組合のごみ処理場へ持ち込んでください。(いずれも有料です)

出し方を間違えると**火災**の原因に!?

もやすごみには絶対に混ぜないで!!

持込先	20 cm以上の充電電池内蔵製品 (粗大ごみとして受け入れます。)	充電式電池のほか 概ね 20 cm以内の充電式内蔵製品
	酒田地区広域行政組合 酒田市広栄町 3-133 時間：8：30～16：30 電話：0234-31-2882	酒田地区広域行政組合リサイクルセンター 酒田市北沢字長面 200 時間：8：30～16：00 電話：0234-94-2339

- 安全に処理するために以下の通り処分していただきますようお願いいたします。
 (1)電池切れにする(製品が動かない状態にする)
 (2)充電電池の端子は必ずテープを貼って絶縁する
- 充電電池内蔵製品で充電電池が取り外せない製品は無理に分解せず、そのまま持ち込んでください。
 ※製品の大きさによって持込先が(受入先)が変わります。

充電式電池とは？

使い捨ての電池とは異なり、充電器を使って繰り返し使える電池のことです。

充電式電池が内蔵されている主な製品



見分け方：充電すればコンセントにつながず使用できるもの

なぜ分別が必要？

充電式電池は強い衝撃が加わると発火の恐れがあります。
 不燃(破碎)ごみに混入すると火災事故の発生につながります。

火災を未然に防ぐためにも



分別にご協力ください